

資料編

資料1 荒川区障がい福祉計画及び荒川区障がい児福祉計画策定委員会設置要綱

令和2年5月1日制定
(2 荒福障第211号)
(副 区 長 決 定)

(設置)

第1条 荒川区(以下「区」という。)における市町村障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する計画をいう。)及び市町村障害児福祉計画(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する計画をいう。)(以下これらを「計画」という。)の策定に当たり、専門家、区民その他関係者の意見を幅広く反映させることにより、障害者の立場から計画の策定を進めるために、荒川区障がい福祉計画及び荒川区障がい児福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 計画の作成及び推進に関する事項
- (2) 計画の評価及び見直しに関する事項
- (3) その他計画の策定に関し区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員30人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区民
- (3) 区の区域内(以下「区内」という。)の障害者団体の代表
- (4) 区内の福祉・医療関係団体の代表
- (5) 区内の障害者就労支援団体の代表
- (6) 区内の相談支援事業者の代表
- (7) 関係行政機関等の職員
- (8) 区職員
- (9) その他区長が必要と認める者

2 前項第8号の委員は、福祉部を担任する副区長及び福祉部長の職にある者をもって充てる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第1項の規定による委嘱又は任命の日から第2条の規定による報告の日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員のうちから委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ第3条第1項第1号の委員のうちから委員長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、やむを得ない事由により前項の規定による招集をすることが適当でないとき、委員に対して書面による協議をすることにより会議を開くことができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

4 委員会の会議は、公開とする。

5 委員長は、委員会の会議の傍聴人が乱暴な言動等により、委員会の議事を妨げるときは、当該傍聴人に対し、退室を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、第2条の規定による報告の日をもって、その効力を失う。

資料2 荒川区障がい福祉計画及び荒川区障がい児福祉計画策定委員会委員名簿

区分	役職等	氏名
学 識 経 験 者	東京都立大学 名誉教授	木下 正信
	東洋大学 准教授	高野 聡子
福 祉 ・ 医 療 関 係 団 体	荒川区医師会 会長	土屋 讓
当 事 者 相 談 員	ピア・カウンセラー	高見 和幸
障 が い 者 団 体	荒川区心身障害児者福祉連合会 会長	大沼 弘子
	荒川区手をつなぐ親の会 会長	伊東 とも子
	荒川区身障児父母の会 会長	矢野 勝信
	荒川区聴覚障害者協会 会長	大石 泰延
	荒川区視力障害者福祉協会 会長	長島 清
	荒川区精神障害者家族会(荒川めぐみ会) 代表	樋田 君代
	東京都立花畑学園PTA会長 肢体不自由教育部門	水野 小百合
民生委員・児童委員協議会	荒川区民生委員・児童委員協議会 障がい者福祉部会長	岩見 篤子
雇 用 ・ 就 労 支 援 関 係 団 体	荒川区心身障害者事業団 理事長	新井 基司
相 談 支 援 事 業 者	荒川区立精神障害者地域生活支援センター (支援センターアゼリア) 施設長	杉下 ひろみ
	荒川区精神障害者相談支援事業所(コンパス) 代表	岡部 正文
関 係 行 政 機 関 等	足立公共職業安定所 (ハローワーク足立) 統括職業指導官	木村 正枝
	東京都立花畑学園 主任教諭	森田 健太郎
	東京都立墨田特別支援学校 進路指導部主任教諭	田中 絵美子
	東京都立王子特別支援学校 キャリア・デザイン部主幹教諭	松井 裕
	荒川区特別支援学級設置校長会 会長	芝田 智昭
	荒川区社会福祉協議会 地域ネットワーク課長	福田 めぐみ
区 職 員	副区長	佐藤 安夫
	福祉部長	片岡 孝

資料3 策定経過

事 項	年月日	内 容
策定委員会	令和2年 5月1日	荒川区障がい福祉計画及び荒川区障がい児福祉計画 策定委員会設置
第1回 策定委員会	令和2年 7月30日 (書面開催)	委員紹介、委員長及び副委員長の選任 計画策定の趣旨説明 統計資料による荒川区内の障がい者の状況の推移分析 これまでの障がい者施策の取組の振り返り 国が示す基本指針の説明 前期計画の進捗状況(サービス利用状況等)の報告 今後の検討に当たって委員から意見提出
第2回 策定委員会	令和2年 10月6日 (書面開催)	計画(素案)の検討 委員から意見提出
自立支援協議会	令和2年 10月6日 (書面開催)	自立支援協議会委員から意見提出
福祉・区民生活 委員会	令和2年 11月16日	計画(素案)の報告
	令和2年 12月4日	計画(素案)の質疑
計画(素案)の 公表	令和2年 12月11日	令和2年12月25日までパブリックコメントを実施し、区民等 から意見公募(あらかわ区報12月11日号、荒川区ホームペ ージにおいて周知)
第3回 策定委員会	令和3年 1月14日	パブリックコメント結果報告 計画(案)の検討
福祉・区民生活 委員会	令和3年 2月2日	計画(案)の報告
計画の策定	令和3年 3月	計画の策定

資料4 パブリックコメントの実施結果

(1) 募集期間

令和2年12月11日(金)～令和2年12月25日(金) 15日間

(2) 実施方法

第6期荒川区障がい者福祉計画及び第2期荒川区障がい児福祉計画(素案)を区役所障害者福祉課及び情報提供コーナーにおいて閲覧に供するとともに、荒川区ホームページに掲載しました。

また、令和2年12月11日発行のあらかわ区報でパブリックコメントを周知しました。

(3) 意見提出数

8人(11件)

(4) 意見の概要及び意見に対する区の考え方

※意見の取扱い(◎:新たに記載・修正 / ○:既に記載 / □:意見・要望として拝受)

No.	分野	意見の概要	区の考え方	※
1	総合	区内にグループホーム、ショートステイ、福祉作業所、生活実習所等が整備され、障がいのある方が明るく元気に通所等ができるようになった。 今後も本計画を着実に推進し、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して幸せに暮らし続けられる地域社会の実現を目指していただきたい。	障がい者が生きがいを持ちながら、住み慣れた荒川区で安心して自立した生活を営み、幸せを実感することができるよう本計画を着実に推進するため、施策を実施していきます。	○
2	高齢化に対応した施設整備	今後は障がい者の高齢化にも対応した施設の整備が必要である。	超高齢社会において、障がい者の高齢化に対応した施設整備の検討が必要であると認識しています。 新たなグループホーム等の施設整備に当たっては、障がい者の高齢化、障がいの重度化や高度化に対応する施設の整備を行っていきます。	○
3	相談支援体制	手帳の有無を問わず、引きこもっている障がい者(児)の見守り及び支援する体制の構築が必要ではないか。	区の障がい相談窓口では、手帳の有無を問わず、障がいに起因した各種相談に応じています。引きこもりについても相談に応じており、必要な支援につなげています。区では、障がい者が引きこもりや孤立しないように、個々の障がい特性や状況を把握し、関係機関等と連携して必要な支援を行っていきます。	○

4		365日24時間、SOS が出せる相談体制づくりが必要ではないか。	まずは、令和2年11月に開設した基幹相談支援センターを中核として、地域において重層的に相談支援を行う体制を整備し、障がいの別にかかわらず、地域の様々な相談を適切に受け止められるよう支援を行っていきたいと考えています。	□
5	就労支援	成果目標「福祉施設から一般就労への移行等」については、障がい者の自立のため重要であると考え、目標を推進するためにも、区が率先して行うべく、区での障害者雇用について、実績及び目標を定めた方が良いのではないか。	区では、障害者雇用を率先垂範する観点から、法定雇用率の達成はもとより、積極的・継続的に雇用を進めることが重要であると認識し、計画的に推進を図るため、庁内において雇用実績や就業状況等を評価・分析し、進捗管理を行っています。 今後も障害者雇用を促進し、障がいのある職員がその障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮し活躍できるよう環境整備を行っていきます。その中で目標の設定についても検討していきたいと考えています。	□
6		親なき後を見据えて、福祉作業所等に通所し、働く喜びを感じながら賃金を得ることで、自立した生活を営んでいけることが大切である。	親なき後の障がい者支援として、就労による収入や地域での支援体制等の確保が重要であると認識しています。 社会の一員としての役割を担って自立した生活を営めるように、就労移行支援事業等の事業所、就労定着支援事業所、じよぶ・あらかわ、ハローワークなど地域の就労関係機関が連携を強化し、個々の能力や障がい特性に応じたきめ細かな支援を行っていきます。	○
7		障がい者の就労定着では、WEB 日報システムの活用など企業が個人に対して効率的・効果的にサポートを行うこと、そして、障がい者本人が社会参加を通じて生きがいを実感することが大切だと思う。 ミクロな踏み込んだ支援を組み合わせて行うことで、障がい者が労働人口減少時代の貴重な戦力となり得る。	じよぶ・あらかわや就労定着支援事業所では、一般就労に移行した方が就職後も職場に定着できるよう支援しています。 さらに、新たな就労支援のあり方として、オンラインを活用した支援を実施するなど、能力や障がい特性に応じた支援をよりきめ細かに行うことで、障がいのある方が個々の能力や適性を十分に発揮し、生きがいをもって働ける環境づくりを進めていきます。	◎

8	福祉人材の育成・確保	<p>子ども家庭総合センターの開設並びに児童相談所の設置は区民にとって、とても有意義なことであり、対象者のよりどころになるものと期待している。</p> <p>この分野では、特に区民の心に寄り添った対応が必要と思われるため、良い運営ができるよう職員への意識づけや向上心の高揚を促進して欲しい。</p>	<p>子ども家庭総合センターは、子育ての悩みについて、保護者や子ども本人等が相談できる専門の相談機関で、様々な職種の専門家が、それぞれの悩みに寄り添いながら、相談に応じています。子育てのことで悩んだり、身近に心配な子どもがいたときに、区民が気軽に相談できる窓口となるよう、引き続き職員の意識や支援スキルの向上を図っていきます。</p>	○
9		<p>障がいのある方の高齢化に伴い、障害福祉サービス全体での支援者の人材不足が見込まれるため、計画的な人材確保策を今から考えておく必要がある。</p>	<p>将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せて、それを担う人材の継続的な確保が必要であると認識しています。</p> <p>そのため、事業所・雇用・教育・医療等の関連の関係者によるネットワーク構築の場である自立支援協議会を活用して、多職種間の連携を推進し、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることを周知・広報するとともに、事例検討等を通じて人材育成を図ります。</p> <p>さらに、事業所で働く職員が国家資格等取得に要した経費の一部について事業所を介して助成し、雇用管理や労働環境の改善等を進める事業所には加算を行うなど、事業所への支援を通じて側面的に障害福祉サービス等職員の処遇改善を引き続き行っています。</p>	◎
10	生活介護事業所の定員	<p>区立荒川生活実習所は、現状、47名の定員でいっぱいであるため、保護者として、これ以上増やさないようにして欲しい。</p>	<p>荒川生活実習所については、現状の施設における活動スペースを踏まえた定員となっています。</p> <p>今後、区内生活介護事業所の利用ニーズに応えるため、新たな事業所の開設や既設事業所の改修等を検討し、サービスの質を維持しながら定員の確保を図っていきたいと考えています。</p>	□
11	日中活動後・休日の居場所	<p>現行のスクラムあらかわにおけるトワイライト利用には限りがあり、就労継続支援 B 型や生活介護に通う方々の通所後や土日祝日の居場所の充実が必要である。</p>	<p>日中活動後や休日における居場所の充実は重要であると認識しております。</p> <p>今後、余暇活動や居場所の充実を図るため、利用者のニーズや施設側の受入れ体制等を把握し、身近な地域において活動の場を充実できるよう検討していきます。</p>	◎

令和3年3月発行 登録番号(02)0087

第6期 荒川区障がい福祉計画
第2期 荒川区障がい児福祉計画

編集・発行 荒川区福祉部障害者福祉課
〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号
電話 03(3802)3111 内線2681

